

総務省告示第四十一号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町及び同郡美杉村を廃し、その区域をもって津市を設置する旨、三重県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月十七日

総務大臣 麻生 太郎